

## 山林等アンケート調査に係る主な Q&A 及び意見

Q.今回、調査の対象となった森林について、市へ売却や寄付等を考えているが受けてくれるのか。

A.いいえ。今回の制度はあくまでも立木の管理のみを委託するものであるため、市への売却や寄付等は対象外となります。

Q.所有者情報の元データは何に基づいているのか。

A.森林簿と林地台帳の情報を基に送付しましたが、どちらも情報の更新が頻繁に行われるものではないため、現在の登記情報と異なっていたケースもあります。今後の意向調査の際は、登記情報等を基に、最新の情報に更新した上で送付いたします。

Q.アンケート調査票に記載の無かった森林は対象外なのか。

A.森林経営管理制度の対象森林は、私有人工林となっていることから、人工林（過去に植林した履歴がある森林）のみに絞って送付しております。未記載の森林のうち、人工林がある場合には、今後の意向調査の際にその旨をご連絡いただければと思います。

Q.経営管理を市に委託するとは、どこまでの範囲となるのか。

A.経営管理とは林業における「造林」、「保育」及び「伐採」といった森林施業を指します。

また、あくまでも立木の管理を委託するだけで、土地の管理（固定資産税の納税等）は所有者自身で行っていただきます。

Q.人工林以外の森林も管理して欲しい。

A.本制度の対象は、人工林となっていることから天然林（雑木・竹林）については、管理を受けることはありません。

Q.管理を委託した際の費用について知りたい。

A.森林施業にかかる費用は、経営が成り立つ森林については、伐採し搬出した材の収益をから支払われます。また、経営が成り立たない森林については、市が森林環境譲与税を用いて森林施業を行います。よって、森林所有者からの費用支払いはないものと想定しております。ただし、今後の制度変更により費用が発生する可能性もあることをご了承いただければと思います。

Q.これまで経営管理してきた森林所有者から森林を取り上げるのか。

A.いいえ。現在、経営管理されている森林はこれまでどおり、森林所有者による経営管理（森林所有者自らが民間事業者へ経営委託する場合を含む）を支援することとしており、取り上げる（経営管理権を設定する）ことはありません。本制度では、現在経営管理が行われていない森林が対象となります。

Q.管理委託はいつごろになるのか。

A.まずは、意向調査を行い、その後、森林境界(施業範囲)の明確化を行いますので、管理委託を受け、森林整備を行うのは令和6年度以降を予定しております。

※意向調査についても、市内全域を一度に意向調査を行うのは困難なため、令和4年3月28日策定の「森林経営管理制度全体計画(実施方針)」に基づき、実施可能な地域から行います。

Q.制度の詳細について説明会等はあるのか。

A.本制度は、所有者の意向を確認し、委託を受ける制度であることから、制度の周知は必要不可欠なものと考えております。今後、地区での説明会を精力的に開催し、制度を理解していただいた上で、意向調査を行います。

#### 主な意見

- ・適切な森林整備を行うためには、林道や作業道などの整備が必要。
- ・共有林は、全ての人の意見をまとめるのが不可能。
- ・木の値段が低いことから、管理するための費用を捻出することが困難なため、高い値段での販売が可能となるような流通体制の構築が必要。
- ・森林境界を把握した上で、委託するかを検討したい。
- ・森林の場所が不明なため、まずは場所を把握したい。
- ・管理を委託した際には、生態系にも配慮し、整備を行って欲しい。
- ・境界が不明なため、国土調査をして欲しい。
- ・管理を委託した際の規制等が心配。

※いただいた質問及び意見を参考に、今後の説明会等で周知を図り、業務を進めて参ります。